

一、日本精神の鼓吹に就て

綱領第一條は即ち日本精神の鼓吹を中心とする本會の精神的信條であつて彼の國體を無視する共產主義、若くは階級闘争を激成する社會主義思想の如き極力其撲滅を圖ると共に、歐米輸入の個人主義、物質主義の如きも亦之を排撃して我國傳統の忠君愛國献身奉公を本義とする國家主義、家族主義思想を哺育し益々之が向上發揮に勉めんとするものである。故に學校教育の如きも此主義に於て監督せらるべきこと勿論であつて彼の研究の自由なる美名に藉口し所謂象牙の塔に籠つて學生及社會に左傾思想を宣傳しつゝある大學教授の如きは斷然之を驅逐せねばならぬ。更に進んで理智に偏し而かも實用に遠き今日の教育制度を根本的に建て直し、以て質實剛健なる性格を陶冶し國情に適する實用的人物を一層短期間に養成せんことを期する次第である。

二、皇道政治の確立に就て

第二條は内政に對する本會の主張であつて、今日我國勢不振、思想惡化の根源は殆ど悉く既成政黨の黨利黨略本位の秕政に在ることは、本會の宣言及屢次の聲明に依つて既に別扶闡明せられた所であり、明倫會の生れたのも實に之が爲である。此時弊を打破して内政機構に一大革新を行ふのが今日の最大急務であつて之が即ち昭和維新である。

此の目的を達する爲め吾人は黨人の所謂議會中心主義を排撃して 天皇を中心とする立憲政治を確立せねばならぬ。彼の憲政常道論の如きは政黨が政權を壟斷せんが爲め壇に大權を私議する邪説であつて苟も上御一人

の御信任を蒙り誠意誠心國家本位の善政を行ふ強力内閣ならば其の政黨内閣たると然らざるとは問題たるべからずである。又政權争奪の修羅場たる醜劣極まる議會を改善せんが爲め選舉を徹底的に改革するの要は餘りに明なる急務である。其他紊亂せる綱紀官紀を振肅し、極度に黨弊に汚染せられた地方自治政を刷新する爲め司法權の獨立を確保し、地方官、警察官等の身分を保障することも亦緊急である。

要するに吾人の内政に對する主張は政界を淨化して皇道政治を確立するのにあつて本會の使命中最も重要なもの一つである。

三、自主的外交に就て

滿洲事變勃發以前の外交が國際協調の美名に隠れて軟弱追従を事とし爲めに國威國權の萎縮失墜を來したことは尙世人の記憶に新な所である。而して今や滿洲問題に關し國際聯盟と意見を異にし之と袂を分つた以上之を一轉機として將來の外交は斷然從來の軟弱追隨主義の殻より蟬脱して自主強硬主義に轉換し、以て國威國權の宣揚及大和民族の海外發展に邁進せねばならぬ。

抑も今日の國際關係に於て最も不合理なもの一つは白人の世界支配權及人種の差別待遇であつて、彼等白人は優越人種を以て自任し彼等の利益の爲めに有色人種を支配し之を利用するを以て當然と思惟して居る。見よ彼等は今日世界の殆ど有らゆる部分を支配し土地廣く物餘りあるに拘らず其門戸を閉鎖して人口過剩に苦惱する吾人の平和的經濟的發展をすら阻得しつゝあるではないか。吾人は宜しく正々堂々正義の鼓を鳴らして飽迄